2014 年版
上場企業
監査人・監査報酬
実態調査報告書

2013 年 12 月 20 日

監査人・監査報酬問題研究会

町田 祥弘 （青山学院大学）【本年度責任者】

林　 隆敏 （関西学院大学）

松本 祥尚 （関西大学）

佐久間義浩（東北学院大学）

― 目 次 ―

はじめに …… 1

1. 日本の監査報酬の実態分析 …… 2
(1) 調査の期間、対象及び方法 2
(2) 監査証明業務報酬額の概況 3
(3) 過年度との比較 5
(4) 対売上高比率による分析 6
(5) 資本市場別の分析 8
(6) 監査人別の分析 9
(7) 増減分析 10
(8) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容 13
(9) 本年度の追加分析 13

2. アメリカにおける監査報酬の実態分析 …… 15
(1) 調査の期間、対象及び方法 15
(2) 監査報酬の概況 15
(3) 日米比較 17
(4) 監査報酬額の分布 18
(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率 19
(6) 監査報酬額の上位企業 22
(7) 非監査業務に基づく報酬 23
(8) 税務報酬 25
(9) 総報酬の内訳 27

3. 監査報酬の実証分析―2013 年度監査報酬等データから判ること― …… 28
(1) 問題の所在と分析の目的 28
(2) 監査報酬データの持つ意味 28
(3) 監査報酬に影響する他の要因分析 30
(4) むすびにかえて 32

おわりに …… 33

参考文献 …… 34

はじめに

日本における上場企業は、2004 年 3 月期以降に提出される有価証券報告書から、監査報酬の内容を監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬とに区分して開示することが求められてきた。さらに、2008 年 3 月期以降に提出される有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、提出会社と連結子会社に区分した統一様式で監査報酬と非監査報酬を記載することが要求されるようになった。

本報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究の成果として、2012 年度（2012 年 4 月期決算より 2013 年 3 月期決算に至るまでの年度）における日本の全上場企業の監査人及び監査報酬に関する有価証券報告書記載情報に基づく実態調査結果をまとめたものである。

本研究は、2007 年度から現在まで、本研究会において継続的に調査・研究を行ってきている。本年度についても、本研究の重要性を理解して、本研究会に研究を委託してくださった日本公認会計士協会・森公高会長ほか関係各位に深く感謝申し上げたい。

なお、過年度分の調査結果及び分析については、以下を参照されたい。

① 2006 年度から 2010 年度まで： 監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）の 2008 年版から 2012 年版

② 2011 年度分： 日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて、「『2013 年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」として公表
（http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/files/0-51-0-2a-20130307.pdf）

③ その他： 2006 年度から 2010 年度までの 5 年間の委託研究の成果に監査報酬に関する問題の考察やアンケート調査結果の分析等を追加した研究書として、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012 年）

上記のように、昨年度から、書籍での発刊は行わず、日本公認会計士協会のウェブサイトにおいて調査報告書を公表する形式となっている。

さて、本調査研究の目的は、日本における上場企業の監査の実態を、監査報酬を 1 つの手がかりとして明らかにすることにある。日本公認会計士協会からも、毎年度「監査実施状況調査」が公表されているが、同協会の調査が、監査概要書を元にした非公開データであるのに対して、本研究会の調査は、有価証券報告書に開示された公開データを元にしたものであること、及び、同協会から独立的な立場にある研究者による調査研究であることであることに違いがある。本調査研究によって毎年の監査報酬等に関する調査が行われ、時系列的な調査結果が示されることは、わが国の監査人及び監査報酬問題についての客観的な調査研究として一定の意義があると考えている。

本報告書は、1. 日本の監査報酬の実態分析、2. アメリカの監査報酬の実態分析、3. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。1. では、本書に集録された 2011 年度の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。2. では、1. とほぼ同じ時期におけるアメリカの監査報酬のデータを利用して、同様の整理を試みている。また 3. では、毎年、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、監査報酬の決定に影響すると考えられる要因についての分析を行っている。

1. 日本の監査報酬の実態分析

(1) 調査の期間、対象及び方法

日本における上場企業は、2004 年 3 月期以降に提出された有価証券報告書から、「提出会社の企業統治に関する事項」に監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）を開示することが求められている。当初は、開示は任意のものであったが、その後、2008 年 3 月期以降に提出された有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」の区分において、監査報酬と非監査報酬を提出会社と連結子会社に区分した統一様式によって記載することが義務づけられ、現在に至っている。本研究会の調査は、当該記載に基づく開示データを基礎としており、その調査方法の概要は、以下のとおりである。

- 調査期間――2012 年 4 月決算から 2013 年 3 月決算に至る 1 年間。
- 調査対象――2012 年 3 月末時点において日本の証券取引所に上場しており、有価証券報告書を提出した全ての上場企業（3,543 社）。
- 調査方法――監査報酬及び監査人に関する一連のデータは、株式会社インターネットディスクロージャー社から提供を受けたデータを基礎として、私たちが自ら EDINET を通じて、各社の有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況」、「監査報告書」その他の資料から手作業により収集したものを利用している。

今回の分析にあたって、監査報酬の動向を分析する上で考慮すべき環境要因としては、第 1 に、日本公認会計士協会が公表する監査に関する実務の指針が改正され、いわゆる新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が、2014 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査又は中間監査から適用されたことが挙げられる。一連の実務指針については、すでにそれ以前から公表されていたものも多く、また、各監査事務所のマニュアル等にも取り入れられていたと解されるが、グループ監査等をはじめ、実務における影響が大きいものも含まれている。それらの監査報酬に対する影響がどうであったか、という点が注目される。

というのも、アメリカでは、2010 年にリスク評価及び対応に関する一連の監査基準が改正された際に、私たちの調査によれば、監査報酬が一時的に 20%以上増加したという事実があるからである。なお、日本において 2013 年 3 月に新設された「監査における不正リスク対応基準」は、2013 年 4 月以降に適用のため、今回の調査範囲における直接的な影響はない。

第 2 に、2011 年 3 月に実施された内部統制報告制度の見直し及び四半期報告制度の簡素化の制度変更は、2011 年 4 月以降に開始の事業年度から適用され、本調査期間の企業は、適用 2 年度目又は 3 年度目となっている。これらが定着する中で、監査報酬にはいかなる影響があるのであろうか。

こうした点に留意しつつ、以下、2012 年 4 月期決算から 2013 年 3 月期決算に係る監査報酬及び監査人の実態に関する調査結果と分析を紹介する。

(2) 監査証明業務報酬額の概況

［図表 1］は、分析対象企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を示している。

[図表 1]監査証明業務に基づく報酬の概要

項 目	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	3,553	3,543
合計（百万円）	215,851.80	214,496.03
平均（百万円）	60.55	60.54
最大（百万円）	4,276.00	4,193.00
中央値（百万円）	31.00	30.00
最小（百万円）	7.00	4.76
標準偏差	163.08	165.28

2012 年度の監査証明業務に基づく報酬の平均（中央値）及び合計は、2011 年度と比べて若干減少している。この傾向は昨年の調査においても同様であり、監査報酬の減少傾向は微減ながら続いている。

監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの 1 つに、アメリカの SEC に登録している企業等[1]が支払った監査報酬額は、日本の他の企業に比べて非常に大きい金額であるという点がある。日本の会計基準等に基づく財務諸表の作成とそれに対する監査手続が実施されていない場合があることや、海外、特にアメリカにおける監査報酬は日本よりも非常に高額となっていることから、SEC 登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考えられる。［図表 2］は SEC 登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較したものである。

[図表 2] SEC 登録企業等と非 SEC 登録企業等の概要比較

項 目	SEC 登録企業等	SEC 登録企業等以外
企業数（社）	35	3,508
合計（百万円）	37,817.00	176,679.03
平均（百万円）	1,080.49	50.36
最大（百万円）	4,193.00	1,593.00
中央値（百万円）	689.00	30.00
最小（百万円）	126.00	4.76
標準偏差	1,032.51	82.27

[1] 2013 年 3 月末における上場企業のうち、SEC に登録している企業は次の 23 社である。ワコールホールディングス、インターネット・イニシアティブ、小松製作所、クボタ、日立製作所、マキタ、日本電産、パナソニック、ソニー、アドバンテスト、京セラ、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、リコー、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、オリックス、野村ホールディングス、日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、コナミ。（なお、このうち、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの 3 社は、有価証券報告書においては日本基準で財務諸表を作成している。）この他に、SEC 基準適用企業には次の 12 社が含まれる。日本ハム、ジュピターテレコム、富士フイルムホールディングス、東芝、三菱電機、オムロン、TDK、村田製作所、伊藤忠商事、丸紅、三井物産、三菱商事。以下では、これら 35 社を一括して「SEC 登録企業等」と称する。

［図表 2］から明らかなように、企業規模等の条件の相違はあるとはいえ、SEC 登録企業等 35 社とそれ以外の企業 3,508 社とでは平均（中央値）で 21.46（23.00）倍もの差がある。昨年度は 20.82（18.65）倍であったので、その格差はやや拡大していることとなる。SEC 登録企業等の監査報酬額の高さは［図表 3］からも確認できる。

［図表 3］監査証明業務に基づく報酬の上位企業 10 社

企業	業　種	決算期	主要上場市場	監査証明業務報酬（百万円）
A	銀行業	3 月	東 1	4,193
B	銀行業	3 月	東 1	3,562
C	銀行業	3 月	東 1	3,312
D	情報・通信業	3 月	東 1	2,699
E	卸売業	3 月	東 1	2,100
F	電気機器	3 月	東 1	2,022
G	卸売業	3 月	東 1	1,808
H	電気機器	3 月	東 1	1,593
I	輸送用機器	3 月	東 1	1,446
J	小売業	2 月	東 1	1,435

［図表 3］は、監査証明業務に基づく報酬の支払額が高い企業上位 10 社を並べたものである。順位は少し入れ替わっているが、ランクインしている企業は昨年度と同じである。このうち SEC 登録企業等ではないのは H 社の 1 社のみである。H 社は 5 年前まで SEC 登録企業であったことを考慮すれば、監査報酬支払額の多い企業は、実質的に SEC 登録企業であると解することもできる。

以下では、わが国固有の特徴を導出するため、SEC 登録企業等を除いた企業（3,508 社）を対象として分析を進めることにする。

(3) 過年度との比較

近年における監査報酬額の変化を確認するために、四半期レビュー及び内部統制監査導入後の 2008 年度から本年度までの 5 年間の推移を比較してみよう。ここでは、四半期レビューと内部統制監査の導入時期の相違が監査報酬に及ぼす影響を考慮して、制度導入時期の異なる 3 月決算企業とそれ以外の企業を分けて比較することとする。［図表 4］及び［図表 5］を参照されたい。

［図表 4］監査証明業務に基づく報酬の推移

項目	3 月決算以外の企業					3 月決算企業				
	2008	2009	2010	2011	2012	2008	2009	2010	2011	2012
企業数（社）	1,128	1,079	1,067	1,049	1,054	2,677	2,564	2,510	2,469	2,454
平均（百万円）	25.70	39.60	37.81	36.74	36.02	57.11	57.67	56.46	56.65	56.53
中央値（百万円）	19.85	29.00	27.90	26.00	25.00	35.50	35.00	34.00	33.00	33.00

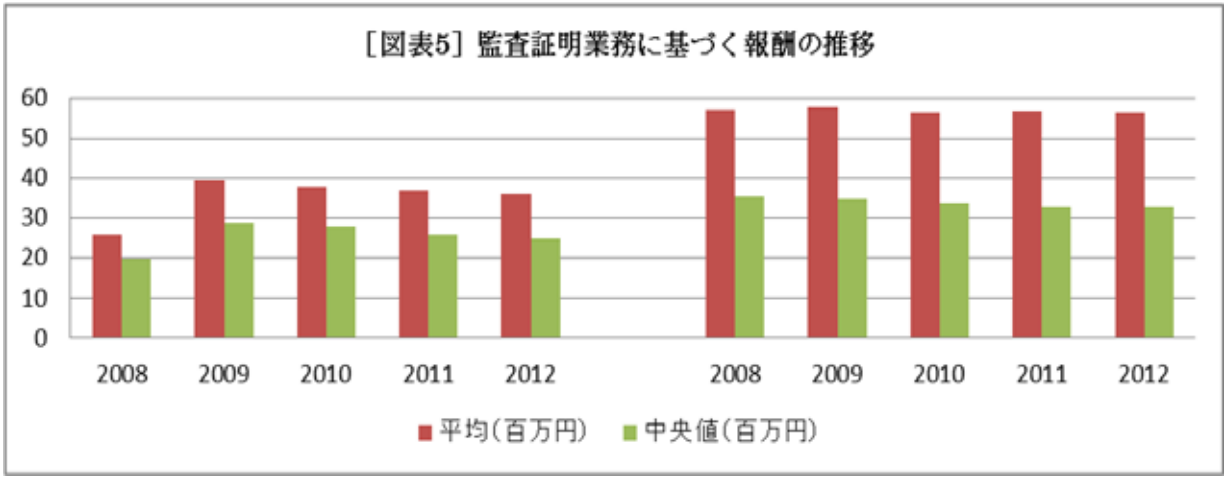

3 月決算以外の企業　1,054 社
3 月決算企業　2,454 社
N=3,508 社

［図表 4］及び［図表 5］から判るように、3 月決算以外の企業の監査報酬平均額については、内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2009 年度には、前年度に比べて平均（中央値）で 54.09%（46.10%）の増加が見られたが、その後、2010 年度からは減少傾向が続いている。一方、3 月決算企業については、［図表 4］には示されていないが、内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2008 年度には、前年度に比べて平均（中央値）が 85.2%（61.36%）も増加した。しかし、この 5 年間は、やはり微減傾向が続いている。

(4) 対売上高比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査報酬額を売上高によって除した対売上高比率を利用することが多い。また、過年度の本調査研究においても、日本の監査報酬額と売上高及び総資産額との関係は非常に大きいことが確認されている。そこで、過年度の分析との比較可能性の観点から、3 月決算企業に限定して、過去 5 年分の売上高に対する監査証明業務に基づく報酬の比率を確認しておきたい。［図表 6］は対売上高監査証明業務報酬比率の基本統計量を示している。

［図表 6］対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	2,677	2,564	2,510	2,469	2,454
平均（%）	0.262	0.277	0.252	0.250	0.250
最大（%）	23.881	24.038	22.976	42.105	43.723
中央値（%）	0.106	0.115	0.107	0.101	0.099
最小（%）	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003
標準偏差	0.899	0.890	0.861	0.011	1.126
増加率（%）		0.015	-0.025	-0.002	0.013

対売上高監査証明業務報酬比率でみると、本年度は、前年度比 0.013%増と微増となっていることがわかる。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の規模の影響を排除するためであるが、監査報酬には固定費部分が含まれるので、一般に、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなることが明らかとなっている。そこで、監査証明業務に基づく報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、［図表 7］及び［図表 8］のようになる。なお、サンプル企業は［図表 6］と同じである。

[図表 7] 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

	売上高（10 億円）	～10	～30	～100	～300	300 超
	企業数（社）	520	622	653	379	280
監査証明業務報酬	合計（百万円）	10,532.28	17,477.13	27,640.49	25,672.31	57,391.86
	平均（百万円）	20.25	28.10	42.33	67.74	204.97
	最大（百万円）	135.81	112.00	147.80	592.00	1,593.00
	中央値（百万円）	19.50	27.00	38.00	58.00	145.00
	最小（百万円）	4.76	9.00	14.00	20.00	19.00
	標準偏差	8.23	9.64	17.72	45.01	201.53
対売上高比率	平均（%）	0.84	0.16	0.08	0.04	0.02
	最大（%）	43.72	0.43	0.30	0.39	0.19
	中央値（%）	0.41	0.15	0.08	0.04	0.02
	最小（%）	0.13	0.06	0.02	0.01	0.00
	標準偏差	2.35	0.06	0.04	0.03	0.02

N=2,454 社

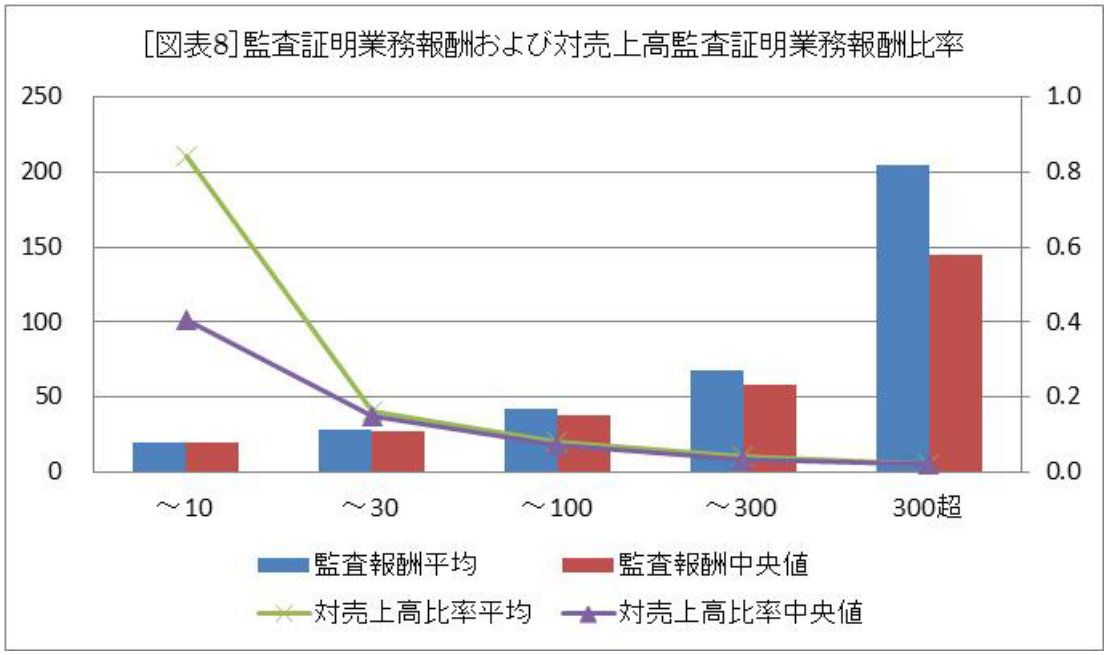

N=2,454 社

［図表 7］及び［図表 8］から、監査証明業務報酬は、金額ベースでは企業規模に比例して増加するが、対売上高比率でみれば逓減するという傾向が確認できる。すなわち、売上高が 100 億円に満たない企業の

売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均（中央値）は 0.84%（0.41%）であるが、この比率は企業規模が大きくなるに従って次第に小さいものとなり、3,000 億円を超える売上高規模の企業では 0.02%（0.02%）と極端に小さく、両者の間には 42 倍（20.5 倍）の差がある。これは、監査報酬には、監査事務所の事務経費等の固定費部分が含まれており、その部分は顧客企業の規模によらず一定であることを意味している。このことは、一方では、売上高が一定規模以上の企業にとっては監査報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が重いといわれる所以であり、日本をはじめ諸外国においても、中小規模の企業に対する監査の免除や、監査をレビューによって代替する議論が盛んに行われる背景といえよう。

(5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場別の監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置付けの東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board とそれ以外の非新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。［図表 9］を参照されたい。なお、比較のためにサンプル企業は 3 月決算企業のみとしている。

［図表 9］資本市場別監査証明業務報酬

項　目	新興市場						非新興市場					
	監査証明業務報酬（百万円）			対売上高比率（%）			監査証明業務報酬（百万円）			対売上高比率（%）		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	665	643	613	665	643	613	1,845	1,826	1,841	1,845	1,826	1,841
合計	17,581	16,171	15,104				124,176	123,804	123,610			
平均	26.44	25.15	24.64	0.576	0.600	0.603	67.30	67.80	67.14	0.135	0.127	0.132
最大	188.00	161.00	135.81	22.976	42.105	43.723	1,703.00	1,705.00	1,593.00	6.469	7.047	10.526
中央値	24.00	22.00	22.00	0.270	0.253	0.239	40.00	40.00	39.20	0.079	0.076	0.077
最小	7.00	7.00	4.76	0.010	0.010	0.009	7.20	8.00	8.40	0.003	0.003	0.003
標準偏差	14.28	13.10	13.35	1.555	2.052	2.142	2.29	102.51	101.59	0.295	0.265	0.330

N=2,454 社

［図表 9］から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった比較的大規模な企業で構成される非新興市場では 67.14 百万円（39.20 百万円）であり、新興市場の 24.64 百万円（22.00 百万円）よりも大きな値をとっているが、対売上高比率の平均（中央値）は、新興市場の 0.603%（0.239%）に対して非新興市場は 0.132%（0.077%）となっており、関係が逆転していることが判る。これは図表 6 でも確認されたように、監査証明業務報酬には固定費部分があるため、一定の下限が存在することによると解される。

(6) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ）とその他の監査事務所について比較する。［図表 10］を参照されたい[2]。

［図表 10］監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項　目	大手 3 監査法人		その他の監査事務所	
	監査証明業務報酬（百万円）	対売上高比率（%）	監査証明業務報酬（百万円）	対売上高比率（%）
企業数（社）	2,471		1,015	
合計	144,062.08		32,175.81	
平均	58.30	0.252	31.70	0.445
最大	1,593.00	69.018	741.00	43.723
中央値	34.00	0.101	23.00	0.149
最小	6.00	0.004	4.76	0.003
標準偏差	93.29	1.587	41.08	1.746

N＝3,486 社

［図表 10］に見られるように、大手 3 監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は 58.30 百万円（34.00 百万円）であるのに対して、その他の監査事務所のそれは 31.70 百万円（23.00 百万円）となっており、大手事務所の方が相対的に高額の監査報酬で監査を担当していることがわかる。しかしながら、対売上高比率を比較すると、大手 3 監査法人（平均［中央値］0.252%［0.101%］）よりも、その他の監査事務所（同 0.445%［0.149%］）の方が相対的に高くなっている。このことからも、(4) で見た通り監査証明業務報酬には固定費部分があり、一定の下限が存在することが確認される。

また、［図表 11］から、大手 3 監査法人の監査担当企業には相対的に非新興市場に上場する企業が多い（非新興市場上場企業数：新興市場上場企業数＝1,813 社：658 社［73.4%：26.6%］）のに対して、その他の監査事務所の監査担当企業には相対的に新興市場に上場している企業が多い（その他の監査事務所では、非新興市場上場企業数：新興市場上場企業数＝572 社：443 社［56.4%：43.6%］）ことが判る。

したがって、規模の大きな監査事務所の監査証明業務報酬額が相対的に高い理由の 1 つは、監査を担当している企業の多くが非新興市場に上場している規模の大きな企業であることによるといえる。

[2] SEC 登録企業等を除く分析対象から、売上高のデータがない 1 社，共同監査 18 社，一時監査人 2 社，決算期の変更に伴い監査人が交代した 1 社を除いている。

［図表 11］監査事務所の規模と市場別占有率

市場区分	大手 3 監査法人	その他の監査事務所	合計
非新興市場	1,813 社	572 社	2,385 社
	73.4% ／ 76.0%	56.4% ／ 24.0%	68.4% ／ 100%
新興市場	658 社	443 社	1,101 社
	26.6% ／ 59.8%	43.6% ／ 40.2%	31.6% ／ 100%
合計	2,471 社	1,015 社	3,486 社
	100% ／ 70.9%	100% ／ 29.1%	100% ／ 100%

N=3,486 社

(7) 増減分析

監査証明業務に基づく報酬に関する分析の最後として、前年度との増減比較を行いたい。［図表 12］は、2011 年度から 2012 年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである[3]。

［図表 12］監査証明業務報酬の増減比較

	全体		増加企業		増減なし	減少企業	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)
企業数（社）	3,434		738		1,437	1,259	
合計	30.75		55,093.72		48,301.54	70,948.82	
平均	0.01	-0.19	74.65	12.91	33.61	56.35	8.08
最大	275.00	608.70	1,435.00	608.70	311.00	1,593.00	60.82
中央値	0.00	0.00	38.00	5.26	28.00	32.00	5.00
最小	-172.00	-60.82	7.39	0.27	8.00	4.76	0.03
標準偏差	12.95	18.36	116.13	34.00	24.25	97.47	8.90

まず、全体の増減状況を確認すると、2012 年度に監査報酬が増加した企業は 738 社（21.49%）であるのに対して減少した企業数は 1,259 社（36.60%）と、減少企業数が増加企業数を大きく上回っている。監査報酬全体で見ると、30.75 百万円の増加となり、ほとんど変化がない状態であるが、減少企業の平均減少率は 8.08%とかなり大きな割合であることがわかる。全体平均は、減少企業の分を増加企業の分が相殺していることによって微増となっていることが明らかであろう。

[3] SEC 登録企業等を除く分析対象から，2011 年度(13 社)及び 2012 年度（6 社）に決算期を変更した企業，および 2011 年度の監査証明業務のデータが欠如している企業（55 社）を除いている。

次に、個別の企業に関して、監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業は［図表 13］の 5 社である。昨年の調査では 15 社、一昨年は 49 社であったので、その数は大きく減少している。一方、前年度比 50%以上増加した企業は［図表 14］の 29 社である。

［図表 13］監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業

企業	業種	2012 年度 監査証明 業務報酬 （百万円）	変動額 （百万円）	増減率 （%）
a	サービス業	25	-38.8	-60.82
b	サービス業	21	-30	-58.82
c	機械	30	-40	-57.14
d	食料品	7	-8	-53.33
e	卸売業	13	-14	-51.85
f	サービス業	14	-15	-50.88

［図表 14］監査証明業務報酬が前年度比 50%以上増加した企業

企業	業種	2012 年度 監査証明 業務報酬 （百万円）	変動額 （百万円）	増減率 （%）
ア	石油・石炭製品	163	140	608.70
イ	サービス業	136	106	354.97
ウ	その他製品	112	86	330.77
エ	その他金融業	97	71	273.08
オ	サービス業	35	21	150.00
カ	その他製品	18	11	140.00
キ	小売業	65	37	132.33
ク	電気機器	23	12	109.09
ケ	その他金融業	208	106	103.92
コ	ゴム製品	70	35	100.00
サ	サービス業	35	17	94.44
シ	その他製品	27	13	93.48
ス	機械	90	43	91.49
セ	証券、商品先物取引業	592	275	86.75
ソ	情報・通信業	24	11	83.33
タ	機械	204	91	80.53
チ	空運業	147.8	66	80.24
ツ	電気機器	349	151	76.26
テ	機械	47.941	20	71.22
ト	電気機器	28	12	69.70
ナ	小売業	184	75	68.81
ニ	電気機器	66	26	65.00
ヌ	情報・通信業	87.44	34	62.83
ネ	卸売業	50	19	61.29
ノ	小売業	44	16	57.14
ハ	情報・通信業	47	17	56.67
ヒ	電気機器	219	79	56.43
フ	電気機器	64.8	22	52.47
ヘ	小売業	27	9	50.00

(8) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬を「非監査証明業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は 1,022 社であり、分析対象企業（SEC 登録企業等以外の 3,508 社）の 29.13%に当たる。［図表 15］は、2008 年度から 2013 年度までの 5 年間における 3 月決算企業に限定して、監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものである。（なお、3 月決算に限定すると、非監査証明業務に基づく報酬の開示企業は、2,454 社中 776 社［31.62%］である。）

［図表 15］監査証明業務以外の業務に基づく報酬

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	1,178	567	871	822	776
合計（百万円）	8,944	4,833	8,655	9,526	8,107
平均（百万円）	7.59	8.52	9.94	11.59	10.45
最大（百万円）	411.00	369.00	575.00	327.00	281.00
中央値（百万円）	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
最小（百万円）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	20.31	25.04	29.96	25.44	22.47

［図表 14］から、監査証明業務以外の業務に基づく報酬を記載している企業数は減少しており、またその金額も減少していることがわかる。これらの非監査証明業務に関する開示内容を個別に確認したところ、IFRS 関連の指導・助言業務等は、2009 年度 101 件、2010 年度 270 件、2011 年度は 434 件と年々増加してきていたが、2012 年度は、その件数が 184 件と減少しており、全体の減少は主にその影響であると考えられる。2012 年度は IFRS の導入が遠のいたとの認識が広まったことによるものであろう。その他の業務としては、コンフォートレターの作成業務 87 件、内部統制に関連する業務（整備後の内部統制に対する検証業務）49 件、デューデリジェンス 45 件、税務業務 26 件などが示されている。

(9) 本年度の追加分析

現在、金融庁では、新成長戦略に基づいて、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」（神田秀樹・東京大学大学院教授）を設置し、その中で、アメリカのジョブズ法（*Jumpstart Our Business Startups Act:* JOBS Act）に倣って、新規公開企業に対する内部統制監査の適用免除を検討している。その根拠として、金融庁は、「内部統制に係る監査報酬は、一般的に、年間監査報酬額の 20%前後を占めていると言われているが、新規上場企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合が多いと考えられる」としている[4]。

そこで、内部統制監査及び四半期レビューが導入される以前の 2008 年 3 月期と導入後の 2013 年 3 月期との対比を、3 月決算企業を対象に試みることとした[5]。結果は、［図表 16］のとおりである。

[4] 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」（第６回）資料 2-1 事務局説明資料「新規上場に伴う負担の軽減」10 頁。（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/risk_money/siryou/20131015/04.pdf; visited at 20131203）

[5] SEC 登録企業等を除く分析対象から，共同監査、東証の業種分類で「金融・保険業」及び「電気・ガス業」に該当する企業、及び対象期間中に決算期の変更があった企業及びサンプルの欠如があった企業を除いている。

［図表 16］内部統制監査等による監査証明業務報酬の増加額

項　目	監査証明業務報酬 (百万円)		増減額 (百万円)	増減率 (%)	対売上高比率 (%)	
	2008 年 3 月期	2013 年 3 月期	2008 年 3 月期	2013 年 3 月期	2008 年 3 月期	2013 年 3 月期
企業数（社）	2,071	2,071	2,071	2,071	2,071	2,071
合計	63,549.599	110,304.04	46,754.44			
平均	30.69	53.26	22.58	70.34	0.13	0.23
最大	2,377.00	1,593.00	885.00	4,250.00	7.43	43.72
中央値	21.60	32.00	10.00	50.00	0.06	0.09
最小	2.00	6.00	-784.00	-60.47	0.00	0.00
標準偏差	64.48	84.52	53.24	126.87	0.35	1.08

［図表 16］のとおり、2013 年 3 月期の監査報酬は 2008 年 3 月期に比べて平均値（中央値）で 70.34%（50.00%）の増加が見られる。ここには中間監査から四半期レビューへの制度変更の影響も含まれていることから、すべてが内部統制監査の追加部分と見做すことはできないものの、2012 年度から適用された内部統制報告制度の見直しの後も、内部統制監査等が監査報酬額に占める金額は相当程度大きいといえるかもしれない。

（町田祥弘・佐久間義浩）

2. アメリカにおける監査報酬の実態分析

(1) 調査の対象及び期間

アメリカでは、2000 年から被監査企業が監査人に支払う監査報酬および非監査報酬の金額が業務ごとに開示されている。現行のアメリカ証券取引委員会規則によると、登録会社は、株主宛の委任状（proxy statement）において、①監査報酬（財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、または法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬）、②監査関連報酬（財務諸表の監査またはレビューに関連して提供される保証業務または関連業務であって①に含まれないものに対する報酬）、③税務報酬、④その他のすべての報酬に区分して開示することが求められている[6]。

今年度の調査の対象及び期間は、ニューヨーク証券取引所（以下、NYSE）、アメリカン証券取引所（以下、AMEX）、または全国店頭銘柄建値自動通報システム（以下、NASDAQ）において株式が公開されている企業のうち、2012 年 1 月から 2012 年 12 月の間に決算を迎え、Audit Analytics ®に監査報酬データが収録されている 5,337 社（うち NYSE2,539 社、AMEX396 社、NASDAQ2,402 社）である。

分析にあたっては、時系列的な変化を示すため、原則として 2011 年度のデータを併記している。なお、2011 年度と 2012 年度のデータはそれぞれ、調査の時点で Audit Analytics ®にデータが収録されている企業であり、必ずしも両年度に共通してデータが得られる企業ばかりで構成されているわけではない。

(2) 監査報酬の概況

［図表 17］及び［図表 18］は、調査対象会社における監査報酬額の概況を示したものである。

監査報酬の総額（監査の市場規模）は、われわれが本調査を開始した 2006 年度の 7,799,368.88 千ドルから 2012 年度は 11,445,272.36 千ドルへと、約 31.86%拡大している[7]。2011 年度との市場別の比較では、AMEX が縮小しているものの、NYSE と NASDAQ においては増加傾向にある。

---

[6] Securities and Exchange Commission, General Rules and Regulations on Securities Exchange Act of 1934, §240.14a-101, Schedule 14A, Information required in proxy statement, Item 9; SEC, Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence , Jan. 28, 2003.

[7] 2006 年度から 2010 年度までの推移については、監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書 2010 年版』日本公認会計士協会出版局、2009 年、第 3 章 3 を参照されたい。

［図表 17］監査報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	5,345	5,337	2,518	2,539
合計額（千ドル）	11,272,870.35	11,445,272.36	8,764,544.63	8,958,296.30
平均（千ドル）	2,109.05	2,144.51	3,480.76	3,528.28
最大（千ドル）	96,600.00	90,900.00	96,600.00	90,900.00
中央値（千ドル）	675	704.216	1,246.25	1,291.26
最小（千ドル）	2	3.05	2	3.05
標準偏差	5,620.57	5,466.10	7,607.58	7,495.75

項目	AMEX		NASDAQ	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	424	396	2,403	2,402
合計額（千ドル）	110,598.87	104,528.25	2,397,726.84	2,382,447.81
平均（千ドル）	260.85	263.9602146	997.81	991.8600375
最大（千ドル）	6,652.00	6,188.00	81,309.00	30,276.00
中央値（千ドル）	146.78	144.7705	520.6	532.0325
最小（千ドル）	10	5.721	2.29	12
標準偏差	476.49	483.4966039	2,405.55	1,741.74

［図表 18］監査報酬の合計額の推移

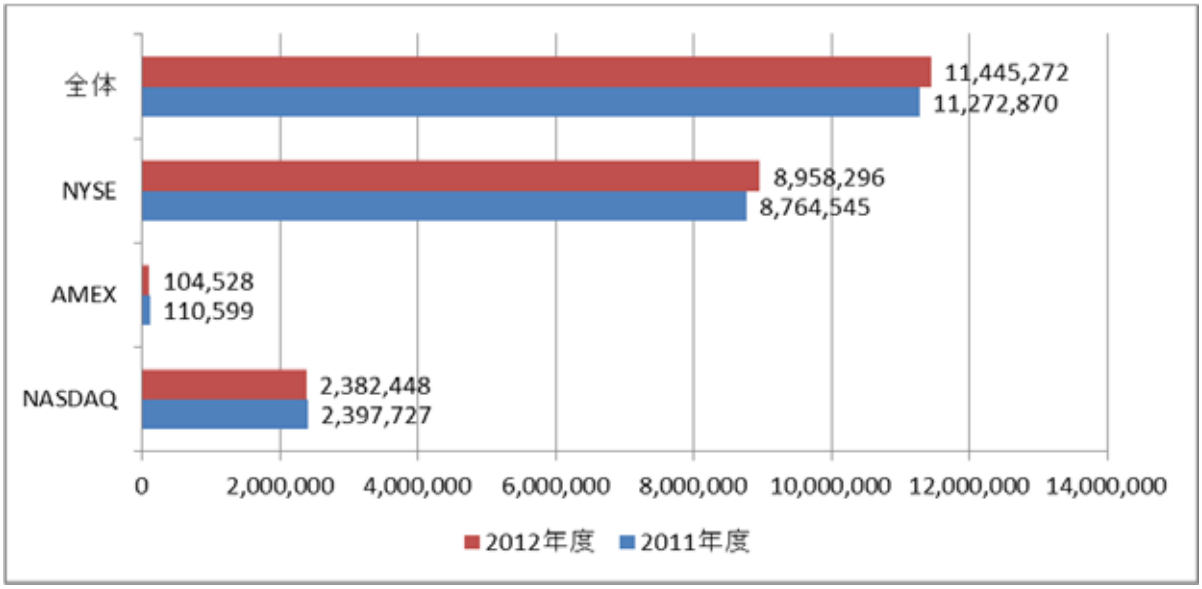

(3) 日米比較

ここでは日米の監査報酬額の概略的な比較を行いたい。［図表 19］を参照されたい。アメリカにおける監査報酬は便宜上$1＝¥100 で換算している。また、比較の便宜上、日本企業のサンプルは 3 月決算企業に限定している。

［図表 19］監査証明業務報酬の日米比較

項　目	アメリカ		日本	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	5,345	5,337	2,472	2,454
合計（百万円）	1,127,287.04	1,144,527.24	140,042.80	138,714.06
平均（百万円）	210.90	214.45	56.65	56.53
最大（百万円）	9,660.00	9,090.00	1,705.00	1,593.00
中央値（百万円）	67.50	70.42	33.00	33.00
最小（百万円）	0.20	0.31	7.00	4.76

［図表 19］から判るように、直近会計年度の監査証明業務報酬の平均（中央値）は、アメリカの 214.45 百万円（70.42 百万円）に対して、日本では 56.53 百万円（33.00 百万円）となっている。したがって、わが国の監査証明業務報酬の対アメリカ比は、26.36%（46.86%）に相当することになる。昨年度が 26.86%（48.89%）であることからすると、日米の監査報酬格差は、僅かではあるがさらに拡大したことがわかる。

アメリカ企業の監査報酬の平均（中央値）は、2006 年度の 174.60 百万円（62.70 百万円）から 2009 年度の 164.54 百万円（59.73 百万円）へと一貫して下落傾向にあったが、2010 年度には 197.64 百万円（62.89 百万円）と平均で前年比 20.12%増（中央値は 5.29%増）の回復を示した。また、2011 年度には前年度比 6.71%増（中央値は 7.32%増）、2012 年度には前年比 1.68%増（中央値は 4.33%増）と増加傾向を示している。2006 年度を基準年度とすると、2012 年度の平均（中央値）は対基準年度比 22.82%増（12.31%増）であり、この間、リーマンショックによる景気の落ち込みとその後の回復、2010 年の公開会社会計監督委員会（PCAOB）による一連の監査基準の適用、2012 年の JOBS 法（Jumpstart Our Business Startups Act）による登録届出書に必要な監査済財務書類の２年度分への短縮と内部統制監査の適用除外など、監査報酬の増減に影響を及ぼすであろうさまざまな事象を経験しながらも、アメリカの監査市場の規模は着実に拡大していることが確認された。

今後については、2012 年 12 月に、PCAOB が「2010 年度に国内で年度検査を受けた会計事務所における財務報告に係る内部統制監査の不備に関する所見」[8]を公表し、内部統制の有効性に関する監査意見を裏付ける十分な監査証拠を入手していない会計事務所が 15%程度発見され、これらの事務所は、統合監査契約の多くについて財務諸表に関する監査意見を裏付ける十分な監査証拠も入手していないと結論付けていることから、監査手続ひいては監査報酬への影響が注目される。

[8] Observations from 2010 Inspections of Domestic Annually Inspected Firms Regarding Deficiencies in Audits of Internal Control Over Financial Reporting, PCAOB Release No. 2012-006, December 10, 2012.

(4) 監査報酬額の分布

［図表 20］及び［図表 21］は、調査対象会社全体及び市場別の監査報酬額の分布状況を示したものである。

［図表 21］を見れば、各市場の監査報酬額の分布状況には大きな相違があることが判る。NYSE には 2,000 千ドル超の監査報酬を支払っている企業が 37.14%も存在する。一方で、AMEX の中央値は、100 千ドル超 300 千ドル以下のレンジにある。こうした分布状況の相違の原因としては、市場に属する企業の規模や業種等が異なることが想定される。

［図表 20］監査報酬額の分布の推移

監査報酬額（千ドル）	全体		NYSE	
	2011 年度（社）	2012 年度（社）	2011 年度（社）	2012 年度（社）
50 以下	458	460	321	318
50 超　100 以下	341	330	166	173
100 超　300 以下	873	860	111	120
300 超　500 以下	593	567	125	109
500 超 1,000 以下	993	965	364	353
1,000 超 1,500 以下	609	605	310	308
1,500 超 2,000 以下	340	373	208	215
2,000 超	1,138	1,177	913	943
合計（社）	5,345	5,337	2,518	2,539

監査報酬額（千ドル）	AMEX		NASDAQ	
	2011 年度（社）	2012 年度（社）	2011 年度（社）	2012 年度（社）
50 以下	102	97	35	45
50 超　100 以下	53	51	122	106
100 超　300 以下	171	156	591	584
300 超　500 以下	45	44	423	414
500 超 1,000 以下	38	36	591	576
1,000 超 1,500 以下	6	5	293	292
1,500 超 2,000 以下	4	3	128	155
2,000 超	5	4	220	230
合計（社）	424	396	2,403	2,402

［図表 21］監査報酬額の分布

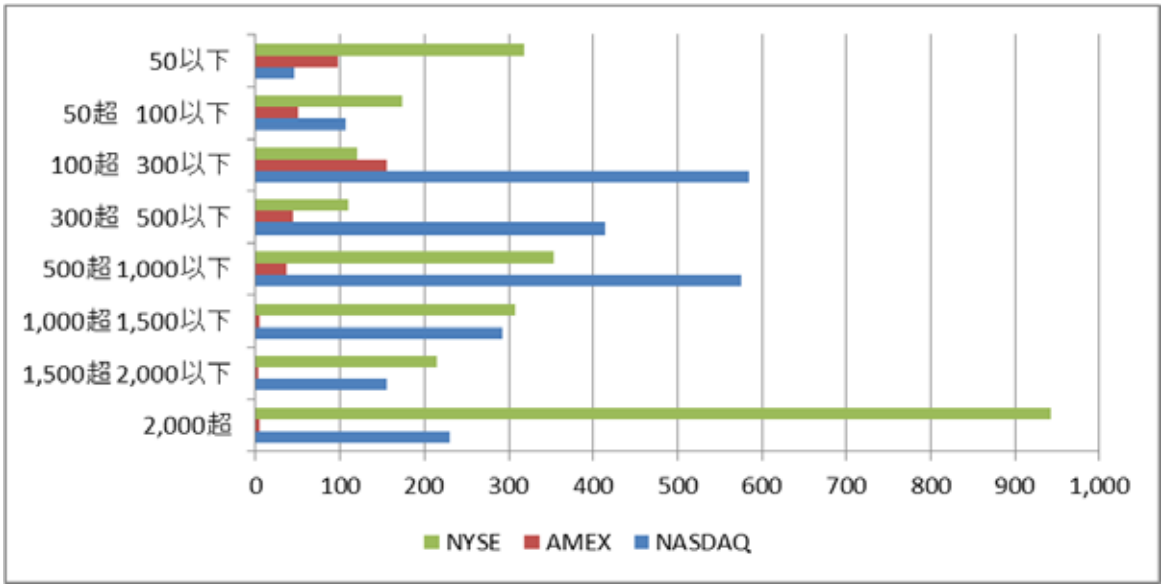

(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

ここでは、企業規模の影響を排除するために、監査報酬の絶対額ではなく監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率をみてみよう。一般的に売上高と総資産額の多寡は監査手続（監査時間数）に影響すると考えられており、われわれの過年度の研究[9]においても、わが国の監査環境において監査報酬額との相関が高いことが実証されている。

［図表 22］、［図表 23］、ならびに［図表 24］は、監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率の概要を示したものである。売上高と総資産に関してデータが欠落している企業を除外しているので、［図表 17］及び［図表 20］とは分析対象企業数が異なっていることに留意されたい。

［図表 22］によれば、監査報酬対売上高比率の全体平均は 4.57%から 8.19%へと大幅に上昇しているが、対売上高比率が 2431.4%、2634.2%、6201.6%及び 8239.3%の 4 社を異常値として除外すると、全体平均は 3.99%となる。これら 4 社は NASDAQ 上場会社であるため、NASDAQ の対売上高比率の平均も 5.84%から 13.49%へと大幅に上昇しているが、4 社を異常値として除外すると平均は 5.07%となる。したがって、4 社を除外した対売上高比率の平均は、全体でも 3 市場でも下落していることになる。［図表 23］からは、NYSE 上場企業よりも AMEX と NASDAQ の上場企業の方が監査報酬対売上高比率の平均値が高いことが読み取れる。これは、AMEX と NASDAQ の上場企業の企業規模が NYSE 上場企業に比して相対的に小さいためと解される。

また、対総資産比率については、図表 6 によれば、全体では 0.25%から 0.27%へとわずかに上昇しているが、NYSE は横ばい、AMEX と NASDAQ は低下している。［図表 24］より、NYSE 上場企業よりも AMEX 及び NASDAQ の上場企業の方が相対的に平均値が高いことが示されている。

[9] 監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書 2010 年版』日本公認会計士協会出版局、2009 年、第 3 章 3 を参照されたい。

［図表 22］監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

項目	全体		NYSE	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	4,656	4,645	2,050	2,062
対売上高比 平均（%）	4.57	8.19*	3.40	2.06
売上高 平均（千ドル）	4,744,037.17	4,850,381.85	9,480,610.95	9,552,943.64
売上高 中央値（千ドル）	401,480.49	413,256.00	1,644,967.00	1,674,219.50
企業数（社）	4,795	4,791	2,085	2,087
対総資産額比 平均（%）	0.25	0.27	0.11	0.11
総資産額 平均（千ドル）	16,869,311.43	16,798,743.87	36,225,419.76	35,795,590.92
総資産額 中央値（千ドル）	813,091.50	873,731.00	3,008,582.00	3,216,032.00

項目	AMEX		NASDAQ	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	275	270	2,331	2,313
対売上高比 平均（%）	9.71	9.56	5.84	13.49**
売上高 平均（千ドル）	399,437.48	360,064.06	1,091,007.85	1,182,289.94
売上高 中央値（千ドル）	49,511.90	36,734.00	160,167.00	164,842.00
企業数（社）	323	323	2,387	2381
対総資産額比 平均（%）	0.47	0.46	0.44	0.38
総資産額 平均（千ドル）	694,185.88	716,026.15	2,150,869.74	2,329,318.43
総資産額 中央値（千ドル）	75,871.00	78,727.00	357,096.00	366,157.00

［図表 23］監査報酬の対売上高比率の推移

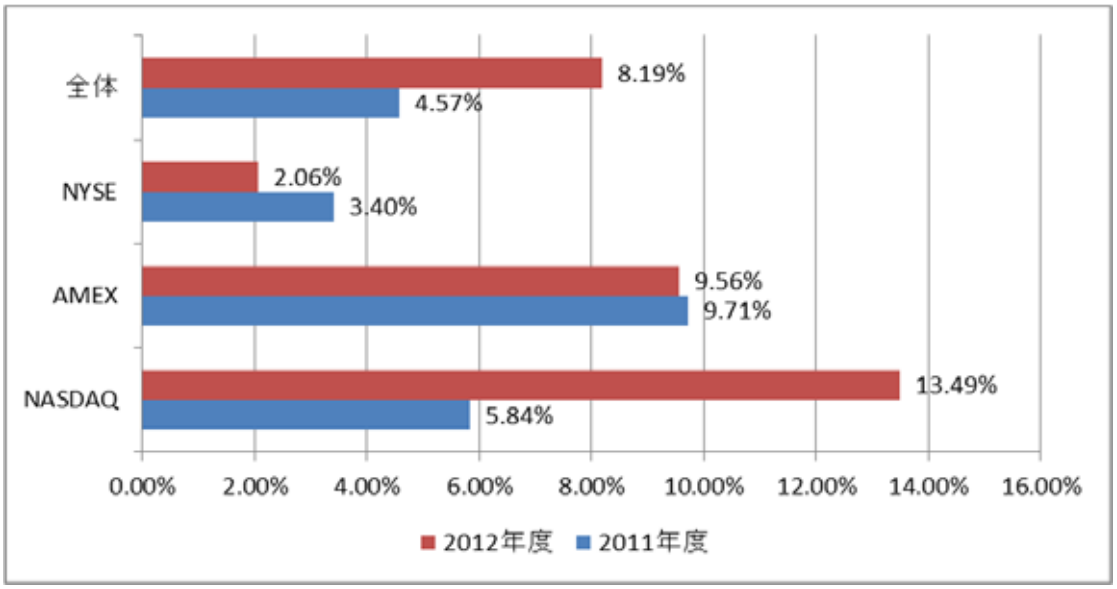

［図表 24］監査報酬の対総資産額比率の推移

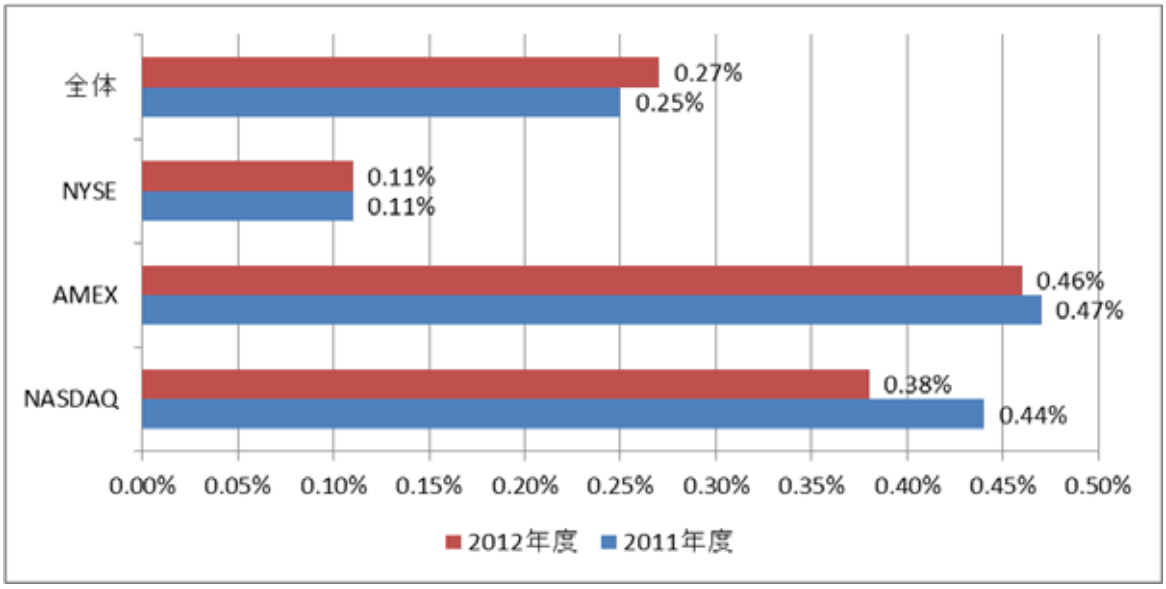

(6) 監査報酬額の上位企業

監査報酬額の上位10社を［図表25］に示している。この図表から判るように、GENERAL ELECTRIC社とSIEMENS社を除く8社が金融機関であり、10社ともNYSE上場企業である。三菱UFJフィナンシャル・グループは2011年度に引き続き上位10社に名を連ねている。

［図表25］監査報酬額の上位10社

順位	企業名	2011年度 監査報酬額 （千ドル）	2012年度 監査報酬額 （千ドル）	2010年度 の順位	監査事務所	市場
1	BANK OF AMERICA CORP /DE/	96,600	90,900	1	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
2	GENERAL ELECTRIC CO	87,100	84,800	3	KPMG LLP	NYSE
3	UBS AG	65,598	82,751	8	Ernst & Young LLP	NYSE
4	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	91,600	74,600	2	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
5	METLIFE INC	70,900	71,000	6	Deloitte & Touche LLP	NYSE
6	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC	62,832	67,322	9	Deloitte & Touche LLP	NYSE
7	CITIGROUP INC	68,800	67,300	7	KPMG LLP	NYSE
8	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	75,113	64,304	5	KPMG LLP	NYSE
9	JPMORGAN CHASE & CO	56,100	59,500	―	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
10	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	58,570	57,426	―	Ernst & Young LLP	NYSE

(7) 非監査業務に基づく報酬

非監査業務に基づく報酬の概要は、［図表 26］、［図表 27］、ならびに［図表 28］のように示される。調査対象会社 5,337 社のうち、814 社（15.25%）は非監査業務報酬を支払っていないため除外している。

非監査業務に基づく報酬の合計額は、2011 年度の 3,045,566.30 千ドルから 2012 年度は 3,184,609.64 千円へと 4.57%増加している。支払額の平均は 2011 年度の 661.94 千ドルに対して 2011 年度は 704.09 千ドルと増加しているが、監査報酬に対する比率は 2011 年度の 39.66%から 2012 年度の 30.87%へと低下した。また、市場別にみると（［図表 26］）、NYSE 上場企業の相対的な大きさが目につく。非監査業務に基づく報酬支払額の上位 10 社は、［図表 28］のとおり、すべて NYSE 上場企業である。

［図表 26］非監査業務に基づく報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	4,601	4,523	2,243	2,215
合計額（千ドル）	3,045,566.30	3,184,609.64	2,472,791.63	2,577,856.39
平均額（千ドル）	661.94	704.09	1,102.45	1,163.82
最大（千ドル）	85,900.00	67,300.00	85,900.00	67,300.00
中央値（千ドル）	109.68	114.00	223.61	246.24
最小（千ドル）	0.04	0.50	0.04	0.50
標準偏差	2,630.89	2,556.29	3,636.49	3,500.10
対監査報酬額比平均（%）	39.66	30.87	33.11	32.35
項目	AMEX		NASDAQ	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	349	308	2,009	2,000
合計額（千ドル）	25,881.01	19,489.95	546,893.66	587,263.30
平均額（千ドル）	74.16	63.28	272.22	293.63
最大（千ドル）	3,453.00	1,901.00	17,729.00	18,300.00
中央値（千ドル）	29.29	26.67	75.63	78.15
最小（千ドル）	0.85	1.16	0.15	1.04
標準偏差	200.44	130.40	809.55	863.29
対監査報酬額比平均（%）	35.37	31.96	30.08	29.06

［図表 27］非監査業務に基づく報酬の合計額の推移

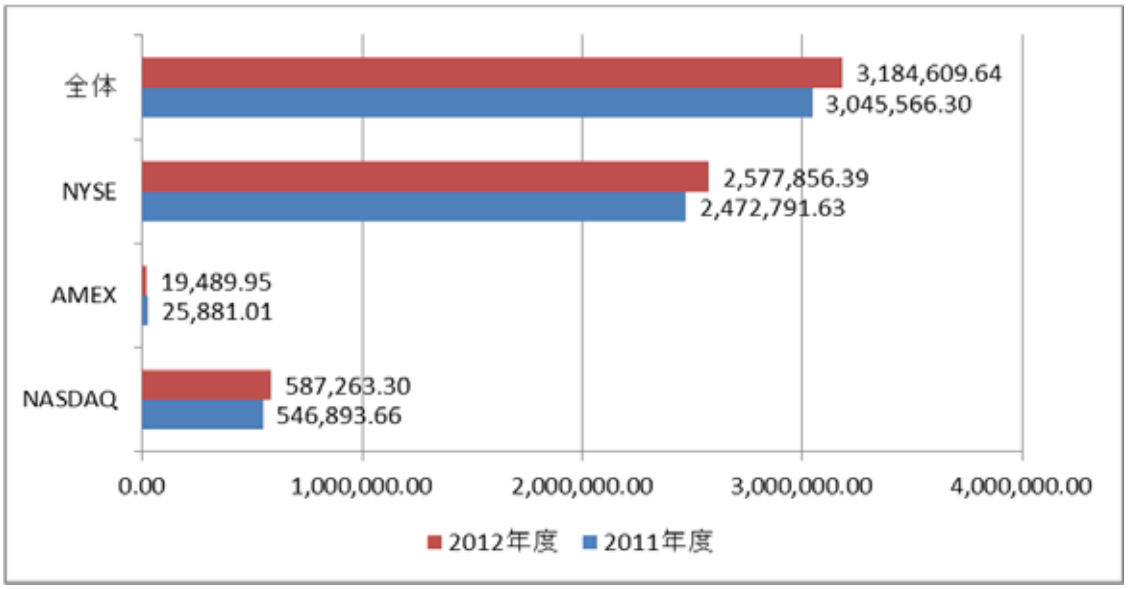

［図表 28］非監査業務に基づく報酬の上位 10 社

順位	企業名	非監査業務報酬額（千ドル）	監査報酬額（千ドル）	対監査報酬比率（%）	監査事務所	市場
1	HSBC HOLDINGS PLC	67,300	13,200	509.8	KPMG LLP	NYSE
2	Blackstone Group L.P.	45,188	33,544	134.7	Deloitte & Touche LLP	NYSE
3	Banco Santander, S.A.	42,441	49,000	86.6	Deloitte & Touche LLP	NYSE
4	UNITED TECHNOLOGIES CORP /DE/	38,631	36,586	105.6	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
5	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	36,900	34,700	106.3	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
6	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	34,724	64,304	54.0	KPMG LLP	NYSE
7	JPMORGAN CHASE & CO	33,000	59,500	55.5	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
8	Hillshire Brands Co	32,200	10,600	303.8	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
9	AVIVA PLC	31,703	19,022	166.7	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
10	CITIGROUP INC	25,800	67,300	38.3	KPMG LLP	NYSE

(8) 税務報酬

税務報酬の概況を、［図表 29］、［図表 30］、ならびに［図表 31］に示している。調査対象会社 5,337 社のうち、1,701 社（31.87%）は税務報酬を支払っていないため除外している。

税務報酬の合計額は、2011 年度の 1,350,243.33 千ドルから 2012 年度は 1,426,349.83 千円へと 5.64%の増加となっている。また、非監査業務に基づく報酬と同様に、平均額において NYSE 上場会社が相対的に高く、税務報酬支払額の上位 10 社は、NASDAQ 登録企業 1 社を除いてすべて NYSE 上場企業である。

［図表 29］税務報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	3,644	3,636	1,842	1,851
合計額（千ドル）	1,350,243.33	1,426,349.83	1,024,521.05	1,085,557.89
平均（千ドル）	370.54	392.29	556.20	586.47
最大（千ドル）	37,147.00	34,370.00	37,147.00	34,370.00
中央値（千ドル）	72.00	73.93	133.43	136.24
最小（千ドル）	0.09	0.15	0.09	0.50
標準偏差	1,165.98	1,180.87	1,503.39	1,539.15
対監査報酬額比平均（%）	26.32	19.66	20.33	20.22
項目	AMEX		NASDAQ	
	2011 年度	2012 年度	2011 年度	2012 年度
企業数（社）	259	232	1,543	1,553
合計額（千ドル）	13,408.91	10,502.92	312,313.38	330,289.03
平均（千ドル）	51.77	45.27	202.41	212.68
最大（千ドル）	2,965.00	1,696.00	14,239.00	11,429.00
中央値（千ドル）	16.45	17.00	55.00	55.88
最小（千ドル）	0.60	1.75	0.63	0.15
標準偏差	189.73	120.53	648.75	587.13
対監査報酬額比平均（%）	21.73	22.03	19.46	18.64

［図表 30］税務報酬の合計額の推移

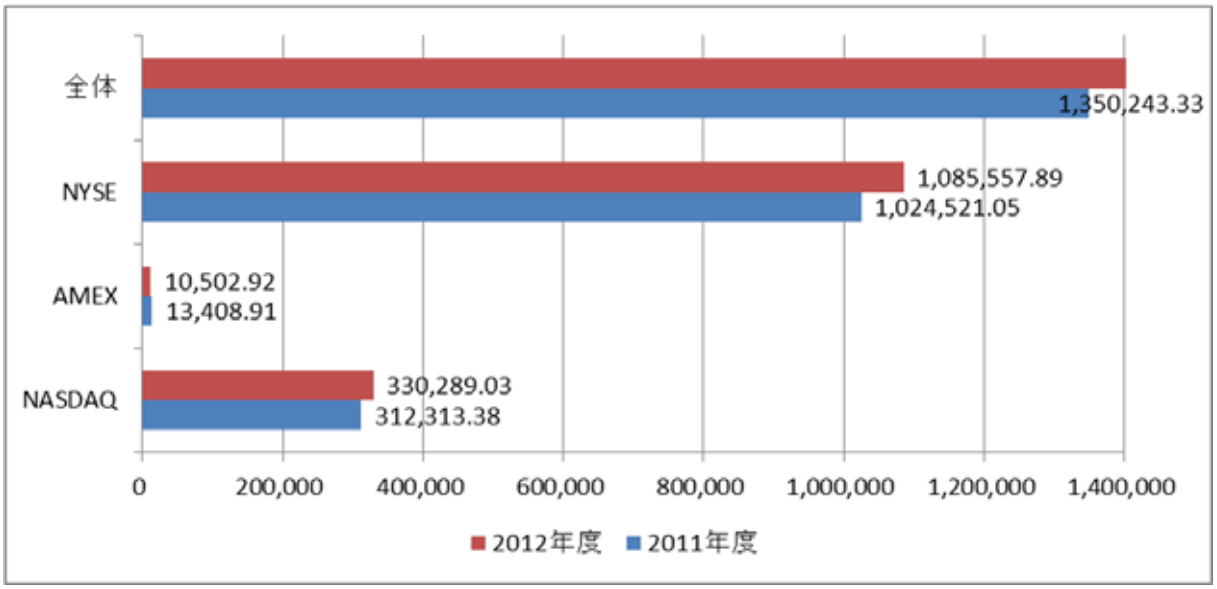

［図表 31］税務報酬の上位 10 社

順位	企業名	税務報酬額（千ドル）	監査報酬額（千ドル）	対監査報酬比率（%）	監査事務所	市場
1	Blackstone Group L.P.	34370.00	33544.00	1.02	Deloitte & Touche LLP	NYSE
2	UNITED TECHNOLOGIES CORP /DE/	19440.00	36586.00	0.53	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
3	Hillshire Brands Co	13700.00	10600.00	1.29	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
4	Apollo Global Management LLC	13675.00	30570.00	0.45	Deloitte & Touche LLP	NYSE
5	KKR & Co. L.P.	13192.00	10848.00	1.22	Deloitte & Touche LLP	NYSE
6	TWENTY-FIRST CENTURY FOX, INC.	11429.00	19149.00	0.60	Ernst & Young LLP	NASDAQ
7	BANK OF AMERICA CORP /DE/	10800.00	90900.00	0.12	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
8	Merck & Co. Inc.	9300.00	27500.00	0.34	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
9	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	9002.53	64303.80	0.14	KPMG LLP	NYSE
10	JPMORGAN CHASE & CO	8900.00	59500.00	0.15	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE

(9) 総報酬の内訳

最後に、調査対象企業が 2012 年に監査事務所に支払った総報酬の内訳を確認しておこう。

［図表 32］は Audit Analytics®に収録されているデータ区分に基づいて、市場別に総報酬の内訳を示すとともに、それら内訳を円グラフで示している。市場間での各報酬割合に大きな差はみられず、監査報酬及び監査関連報酬が総報酬の 9 割弱を占めていることが読み取れる。この業務報酬の総額から見る限り、もはやアメリカにおいては全体的な傾向として非監査報酬の提供について問題となることはないと思われる。

［図表 32］総報酬に占める各業務報酬の割合

報酬種別	全体	NYSE	AMEX	NASDAQ
監査報酬	83.76%	82.74%	83.56%	84.87%
監査関連報酬	5.87%	6.36%	5.92%	5.34%
年金関連報酬	0.04%	0.02%	0.03%	0.06%
情報システム関連報酬	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
税務関連報酬	8.69%	9.41%	8.78%	7.91%
その他の報酬	1.64%	1.47%	1.72%	1.81%

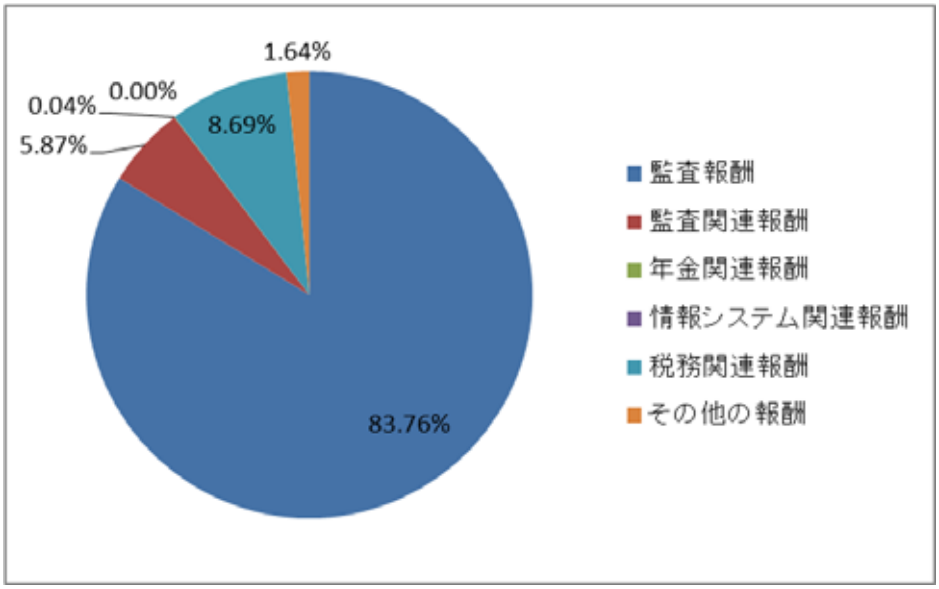

（林　隆敏）

3. 監査報酬の実証分析－2013 年度監査報酬等データから判ること－

(1) 問題の所在と分析の目的

わが国でも監査報酬に関する数値情報が公表されるようになり、監査（人）の品質や有効性を検討することができるようになった。このため従来のように、監査人の交代や監査報告書における特定の記載事項の有無といった非数値情報にしか頼れないという事態はなくなった[10]。

そこで本章では、過年度に引き続き、本書に収録されている 2013 年度監査報酬等データから検出できる監査の特徴を概括し、監査報酬に影響を与えそうな要因を追加的に導入して試験的な検討を加えることにする。その上で、今後の研究の方向と可能性について言及したい。

(2) 監査報酬データの持つ意味

①サンプルと変数の選択

本書に収録されている監査報酬等のデータについて、［図表 33］のような手順で、分析の対象とできるサンプルを 3,504 社抽出した。すなわち、すべてのサンプル 3,543 社から、何れかの変数においてデータが欠落するもの 1 社と、『役員四季報 2014 年版』（2013 年 9 月 9 日発売分）に社外取締役に関するデータが掲載されていない企業 38 社を除き、分析対象サンプルとして 3,504 社を抽出した。

［図表 33］サンプル抽出結果

分析対象サンプルの抽出		
2013 年度監査報酬データ掲載企業数		3,543 社
社外役員データ欠落企業	38	
財務データ欠落企業	1	39
最終抽出サンプル数		3,504 社
うち社外取締役平均以上		841 社
うち社外取締役平均未満		2,663 社

監査報酬に影響を与えると推測される変数として、既に高い影響が検証されているクライアントの売上高、総資産、子会社数を選択する。これらに加えて、企業のコーポレート・ガバナンスの優劣を判断する変数として、社外取締役の人数を採り挙げる。企業のディスクロージャーに対する姿勢は、監査報酬との間に関係があるか否かについては検証できなかったが（監査人・監査報酬問題研究会[2008]）、監査報酬の決定権を持つ取締役会の構成メンバーに社外取締役が含まれる程度によって、監査報酬には影響が生じると考えられる。というのも、社外取締役は、株主総会で選任された時点で、株主の利益を代表する役員としてコーポレート・ガバナンスに相対的に大きな関心を有し、企業不祥事に対して牽制・監督することを担うからである。この結果、社外取締役は、例え監査報酬を高くし

[10] 例えば、特記事項の記載の有無から、大規模な監査人の方が、中小規模の監査人に比べると、クライアントからの独立性に対する報酬圧力が相対的に小さいため、その交渉力は大きくなり、結果として監査（人）の品質、ひいてはディスクロージャーの品質が高まる（日本監査研究学会[2002]）、といった実証の方法である。

てでも、企業内における不祥事の発生を防止・発見し、株主の利益を保護することを指向するであろう。従って、株主総会への会計監査人の報酬提案を策定する取締役会での影響力は極めて大きいと考えられる。一方、インセンティブの捻れに関する議論から会計監査人の独立性強化への貢献が期待される監査役には、当該報酬等に関する同意見が与えられているに過ぎず、会計監査人の報酬を決定しているのは実質的にも形式的にも取締役会と解される（会社法 399 条 1 項）。

次に、前章でも検討されたように、クライアントの売上高と総資産については、売上高の大きい企業ほど販売取引数が多い企業と想定でき、それが故に監査人が監査手続を実施すべき証憑書類の数も相対的に多くなると予想される。同じように総資産額についても、債権債務額の大きさは監査人が検証すべき監査対象項目の数を増やし、結果として監査報酬の増額に結び付くことが期待される。これら 2 つの変数については、監査報酬とともに、分布の正規性を確保するため対数に変換して分析に用いることにした。さらに、子会社数については、監査人が往査すべき対象を増やすことから、投入されるべき監査資源の量の相対的多さを必要とし、監査報酬の増額が予想される。

以上のように、監査報酬の決定に影響するものとして分析の対象に含める変数は、被説明変数を監査報酬、説明変数を社外取締役の人数、売上高、総資産、子会社数とした。それぞれの記述統計量と相関係数を示したものが［図表 34］[11]である。

［図表 34］変数の記述統計量と相関係数

パネル 2-A: 記述統計量

	log 監査報酬	社外取締役†	log 総資産額	log 売上高	子会社数
平均	4.553	0.240	4.554	4.496	17.601
中央値	4.477	0.000	4.462	4.457	5.000
標準偏差	0.342	0.427	0.840	0.773	56.956
最小	3.678	0.000	1.362	1.462	0.000
最大	6.623	1.000	8.370	7.344	1,312.000

† 社外取締役が平均（1.10 人）2 人以上を 1、平均未満を 0 としている。

パネル 2-B: 相関係数

	log 監査報酬	社外取締役	log 総資産	log 売上高	子会社数
log 監査報酬	1				
社外取締役	0.301	1			
log 総資産	0.838	0.229	1		
log 売上高	0.828	0.217	0.887	1	
子会社数	0.611	0.211	0.458	0.475	1

[11] 分析に当たり、分布の正規性を確保するため監査報酬、売上高、総資産額について対数変換している。

［図表 34］パネル 2-B を見ると判るように、対数変換された監査報酬と、それに影響すると予想される社外取締役の人数、売上額の対数、総資産の対数、ならびに子会社数の何れの変数においても正の値を示している。これは、社外取締役が多い企業ほど、高い監査報酬を支払う傾向にあることを示しており、また売上高・総資産額・子会社数の大きいクライアントほど、高い監査報酬を支払っているということを意味している[12]。

② 実証分析の結果

先ず監査報酬の決定に社外取締役の人数がどのような影響を及ぼすのか、を明らかにするため、社外取締役の人数が平均以上の企業と平均未満の企業の 2 つに分類し、両グループの母平均に有意な差があるか否かを検討することにした。この際、わが国における社外取締役の平均は、1.10 人であることが明らかとされているため（日本経済新聞社[2013a]）、2 人以上の企業と 2 人未満の企業に区分した[13]。社外取締役が相対的に多い企業では、ヨリ多くの監査報酬を提案し、社外取締役の少ない企業は監査報酬を低くする、と推測する。この変数の母平均には、以下のような差が検出できると期待される。

［仮説］社外取締役が平均以上の企業では、平均未満の企業よりも、監査報酬金額は相対的に大きい。

分析によって棄却すべき帰無仮説は、2 つのグループに差はない、というものである。

社外取締役の人数が平均以上と平均未満の 2 つのグループに属する企業群が、それぞれ支払った監査報酬を比較したものが［図表 35］である。

［図表 35］社外取締役人数の平均差の検定結果（平均未満 2,663 社と平均以上 841 社）

	平　均		標準偏差		*t* 統計量
	平均未満	平均以上	平均未満	平均以上	
log 監査報酬	4.495	4.736	0.005	0.016	-14.402***

*** 有意水準 0.1%

［図表 35］から判るように、［仮説］が有意水準 0.1%で統計的に支持された。従って、他の条件が等しい限り、社外取締役が相対的に多い企業ほど、コーポレート・ガバナンスの意識が高く多くの監査報酬を支払っている、ということが証明された。

(3). 監査報酬に影響する他の要因分析

II 節では、社外取締役の人数が受け取る監査報酬の金額にどのように影響する可能性があるか、について検討を加えた。以下では、さらに本書に含まれるデータによって企業の特性に基づいた分析を行なうことにする。

[12] 但し、売上高と総資産額との間との間にはかなり高い相関がある。

[13] サンプルの抽出に当たっては、『役員四季報 2014 年版』から手作業により社外取締役の人数を収集した。

既に、社外取締役の人数に関するサンプルを『役員四季報 2014 年版』に従って抽出しているため、これらサンプルに対応する財務データ（総資産額、売上高、子会社数）を本書に収録されている財務データから収集した。

アメリカ等の諸外国において社外取締役を取締役会メンバーに加えることが求められる理由は、株主の立場から企業のコーポレート・ガバナンスに対して独立的な判断と行動を採ることが期待されている点にある[14]。

そこで、わが国でも自主的に社外取締役を導入した上で、コーポレート・ガバナンスにヨリ関心を払っている企業として、平均人数以上の社外取締役を抱える企業とそうでない企業において、他に監査報酬に影響し得る変数を考慮した上で、どのような監査報酬の差が検出されるのかを確認したい。

社外取締役の人数が監査報酬に与えている影響をヨリ強力に主張するためには、監査報酬との間の相関が高い売上高、総資産額、子会社数といった変数も説明変数として同時に考慮した分析が望ましい。この観点から、以下では［図表 36］にあるような多変量回帰モデルにより変数間の関数的関係を推定した。

［図表 36］多変量解析の推定結果（サンプル数 3,504 社）

$$AFEE = \alpha + \beta_1 ExD + \beta_2 SALE\ (\text{or } SCALE) + \beta_3 SUBS + \varepsilon$$

	切片	ExD (+)	SCALE (+)	SALE (+)	SUBS (+)	adj. R^2
モデル A	3.096 (179.349)***	0.067 (10.470)***	0.175 (25.839)***	0.137 (18.433)***	0.001 (28.376)***	0.795
モデル B	3.224 (194.608)***	0.068 (10.182)***	0.282 (75.927)***		0.002 (30.433)***	0.775
モデル C	3.154 (168.804)***	0.078 (11.289)***		0.301 (70.963)***	0.002 (28.002)***	0.756

* 有意水準 5%; ** 有意水準 1%; *** 有意水準 0.1%

AFEE: 監査報酬の金額の対数
ExD: 社外取締役平均（2 人）以上の場合 1、平均未満の場合 0
SCALE: 総資産額の対数
SALE: 売上高の対数
SUBS: 子会社数

監査報酬が、どのような変数の影響をどの程度受けるのか、を検証したいので、被説明変数を監査報酬(*AFEE*)とし、説明変数を社外取締役の人数(*ExD*)、売上高(*SALE*)、総資産額(*SCALE*)、子会社数

[14] にもかかわらず、わが国の会社法改正案では社外取締役の義務付けが見送られた（日本経済新聞社[2013b]）

(*SUBS*)の 5 つとした。しかし説明変数の 4 つのうち、売上高と総資産額の間にはかなり高い相関が認められるので、それらの独立変数を入れ替えて分析を試みた。その結果を纏めたものが［図表 36］である。

この［図表 36］では、すべてのモデルで平均差の検定の時と同様に、社外取締役の人数（*ExD*)の係数の符号は予想通り（社外取締役の人数が多いと監査報酬も高い）であり、かつその *t* 値も極めて高く、解析の主たる目標であった社外取締役の人数が多い企業ほど監査報酬が高くなる、という期待が指示されている。

さらに、何れのモデルでも売上高、総資産額、子会社数といった変数の係数は、期待通りの符号であり、*t* 値も全て 0.1%の水準で有意となっている。このことから、売上高、総資産額、子会社数の多い企業ほど、監査報酬の金額も高くなるという関連性を確認できる。

⑷ むすびにかえて

本章では、本書に含まれる監査報酬等データを主たる分析対象とし、監査報酬の決定要因と考えられる社外取締役の人数が、どのような理屈で監査報酬の決定に反映されるのか、を簡単に検証した。具体的には、先ず自発的に社外取締役を導入しており、かつその人数も平均以上である企業ほど、コーポレート・ガバナンスに積極的な企業と看做すことができ、監査人による監査業務をヨリ重視する傾向にあるために監査報酬を高めに設定するということを、一変量の解析（平均差の検定）を行なうことで、実際にその関連性を確認した。

次に追加的に行なった 3 つの説明変数を加えた多変量解析でも、監査報酬に対する他の変数の関係に統計的に有意な関係を確認できた。

以上のように、本章の目的は監査報酬の決定に影響すると考えられる要因を検討することにあったが、紙幅と時間の制約から、先行研究の渉猟が不完全であり、統計的にも不十分な検証となっていることは否めない。また設定したモデル自体の問題として、同じ保証水準の提供が求められているはずの法定監査において、なぜ異なる監査報酬の支払いが顕著に表れるのか、が検証されていない点がある。つまり、財務諸表監査で要求される保証水準（1－監査リスク）は、社会が要請するレベルとして所与（一定）であり、当該水準を達成すべく監査手続の選択と適用を監査人は実施しているはずである。このため、本来、特定のクライアントに対して実施される監査手続は、社外取締役の人数にかかわりなく、監査基準に従い一定のはずであり、そこから生じる監査コスト、ひいては監査報酬が統計的に有意に異なる、という事態は、法定監査上は想定され得ない。

とはいえ、本章の分析の中でも指摘したように、社外取締役を積極的に導入しコーポレート・ガバナンスに対して前向きな企業ほど、企業不祥事の防止・発見に対する外部監査人の役割を強く認識しており、当該役割に対する正当な報酬を支払う傾向にあることは判った。このため、わが国おける監査業務の役割に関する社会的認知の向上のためにも、社外取締役の位置付けは非常に重要であると解されるのである。

（松本祥尚）

おわりに

本報告書では、2012 年 4 月期決算から 2013 年 3 月期決算までの 1 年間を対象に、わが国上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査結果と分析を紹介した。

監査報酬は、基本的には、固定費に監査時間×担当監査人の時間当たり報酬を加算して決定されると考えられる。したがって、規模、業種・業態及び事業上のリスク等が類似している企業であれば、監査報酬が高いほど、監査時間が多く費やされているか、あるいは時間当たり単価が高い監査人、すなわち経験やスキルに優る監査人が担当しているものと推定できる。もちろん、監査報酬の比較そのものが監査の理論や実務において重要なのではなく、当該監査報酬が代替すると推定される監査品質こそが重要であることは言うまでもない。監査報酬は、外部から監査の品質を捕捉しうるほぼ唯一の指標であるため、外観的にその多寡に注目が集まるのである。

本年度の調査では、日本の監査報酬の減少傾向は継続していることが明らかとなった。この傾向は、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の適用によっても変わることはなかった。たしかに、監査報酬の適正な水準は容易に判断することはできないとはいえ、アメリカに比べて監査報酬の低廉な状況は顕著であるように思われる。

2013 年 3 月には企業会計審議会から監査における不正リスク対応基準が公表され、また、同時に改訂された監査基準においても、監査役との連携が強く要請されることとなっている。これを受けて、日本公認会計士協会では、2013 年 4 月 17 日付で「法規委員会研究報告第 14 号『監査及び四半期レビュー契約書の作成例』の改正について」を公表し、その中の契約書作成例において、報酬は執務時間数（見積時間数）を基礎として算出する旨と、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の識別」も含め、追加手続によって増加した時間数に係る報酬の取扱いを明記している。来年度の調査対象となる監査においては、それらの監査規範が適用されることとなるが、それが監査報酬等にいかなる影響を及ぼすのかについても注目していきたい。

以上

参考文献

Public Company Accounting Oversight Board [2012], Observations from 2010 Inspections of Domestic Annually Inspected Firms Regarding Deficiencies in Audits of Internal Control Over Financial Reporting, PCAOB Release No. 2012-006, December 10.

Securities and Exchange Commission [2003], General Rules and Regulations on Securities Exchange Act of 1934, §240.14a-101, Schedule 14A, Information required in proxy statement, Item 9; SEC, Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence , Jan. 28.

監査人・監査報酬問題研究会編[2009]『上場企業監査人・監査報酬白書 2010 年版』日本公認会計士協会出版局。

監査人・監査報酬問題研究会[2012]『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局。

監査人・監査報酬問題研究会[2013]「2013 年度版　上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書」、2013 年 12 月。（http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/files/0-51-0-2a-20130307.pdf）

金融審議会[2013]「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」（第 6 回）資料 2-1 事務局説明資料「新規上場に伴う負担の軽減」10 頁。（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/risk_money/siryou/20131015/04.pdf; visited at 20131203）

東洋経済新報社[2013]『役員四季報 2014 年版』東洋経済新報社。

日本経済新聞社[2013a]「社外取締役 6 割が導入」『日本経済新聞』7 月 18 日。

日本経済新聞社[2013b]「社外取締役、義務化見送り　会社法改正案を閣議決定」『日本経済新聞』11 月 29 日。

松本祥尚[2002]「第 7 章　特記事項の記載と監査人のディスクロージャー選好」盛田良久編『監査問題と特記事項』日本監査研究学会研究叢書（中央経済社）151-169 頁。